

# 中小企業総合振興資金（1/3）

## （新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資）

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次のとおり融資制度をご用意しました。

- 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）
- 経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）
- 企業体質強化貸付（資本性ローン協調）

### 1. 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）																				
融 資 対 象 者	<p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等</p> <p>(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等</p> <p>(3) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等</p>																				
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）																				
融 資 金 額	2億円以内																				
融 資 期 間	10年以内（うち据置3年以内）																				
融 資 利 率	《固定金利》	《変動金利》																			
	5年以内 年1.0%	年1.0%																			
	10年以内 年1.2%	（融資期間が3年を超えるものに限る）																			
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります																				
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします																				
保 証 料 率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">経営安定関連保証適用の場合</th> <th rowspan="2">危機関連保証適用の場合</th> </tr> <tr> <th>セ-ファイネット4号</th> <th>セ-ファイネット5号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通保険適用の保証</td> <td>年0.70%</td> <td>年0.60%</td> <td>年0.70%</td> </tr> <tr> <td>無担保保険適用の保証</td> <td>年0.68%</td> <td>年0.58%</td> <td>年0.68%</td> </tr> <tr> <td>特別小口保険適用の保証</td> <td>年0.48%</td> <td>年0.41%</td> <td>年0.48%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引）</p>			区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合	セ-ファイネット4号	セ-ファイネット5号	普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%	無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%	特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%
区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合																		
	セ-ファイネット4号	セ-ファイネット5号																			
普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%																		
無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%																		
特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%																		



### 3. 企業体質強化貸付（資本金ローン協調）

中小企業者等へ円滑な資金供給が図られるよう、政府系金融機関との協調融資を実施しています。

**【融資対象】** 株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けようとする中小企業者等

**【融資金額】** 4億円以内

**【融資期間】** 1年超15年以内（うち据置5年以内）

**【融資利率】** 金融機関所定の利率

**【信用保証】** すべて保証協会の保証（経営改善サポート保証）付きとします  
（本貸付による融資総額のうち保証付き融資金額50%以内）

**【保証料率】**

- 経営者保証免除対応適用の場合  
経営状況に応じて年1.0%～1.2%
- 上記以外の場合  
経営状況に応じて年0.8%～1.0%

}  国の補助により  
**年0.2%**

**【取扱期間】** 令和3年4月1日～令和4年3月31日

### 申込方法

借入を希望する場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、セーフティーネット保証・危機関連保証を利用する方（市町村認定を受けた方）又は企業体質強化貸付の申込みについては、「直接申込み」が可能となっています。

#### 【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分  
※2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
- 道が定める調書

（注）金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※ 企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

### 取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、信用金庫、信用組合、道外本店銀行・農林中央金庫・商工組合中央金庫の道内支店、JA北海道信連

#### 【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346

または各（総合）振興局の相談窓口まで（P51.53.54ご参照）

# 小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援 ～新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業～

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者が、国の「小規模事業者持続化補助金」を活用して行う販路開拓等の取組に対して、**道が1/12を上乗せ支援**することにより、**事業者の自己負担を1/3から1/4に軽減**し、早期の事業再建や持続的発展を後押しします。

**道への申請受付は令和3年2月26日で終了しましたが、関係書類が整わず申請できなかった方々に対して、4月からも申請を受け付けています。**

## 制度概要

### 【道の上乗せ支援の対象となる小規模事業者持続化補助金】

令和2年（2020年）に申請した次の2種類が対象です（これから申請する場合は非対象です）。  
なお、事業再開枠分については補助対象外です。

小規模事業者 持続化補助金の種類	令和元年度補正予算 ＜一般型＞	令和2年度補正予算 ＜コロナ特別対応型＞
道の上乗せ支援の 対象となる事業者	<b>第1回</b> （令和2年3月31日締切）及び <b>第2回</b> （同年6月5日締切）分に採択され、 「 <b>新型コロナウイルス感染症加点の付与</b> 」 を希望した事業者  ※第3回分以降の採択事業者は、 補助対象外です	<b>第1回</b> （令和2年5月15日締切）から <b>第5回</b> （同年12月10日締切）分までに 採択され、「 <b>類型A：サプライチェーンの 毀損への対応</b> 」の取組のみを行った事業者  ※類型B、Cの取組を行った採択事業者は、 補助対象外です
小規模事業者 持続化補助金の 補助率（上限額）	2/3（50万円）	2/3（100万円）

+

+

**道の上乗せ支援の  
補助率（上限額）**

**1/12（6万2,500円）**

**1/12（12万5,000円）**



**事業者の自己負担**

**1/4**

**1/4**

### 【道への申請の流れ】

道の上乗せ支援は、小規模事業者持続化補助金の事業を完了し、補助金額の確定を経て、精算払請求書の提出後に、道へ申請いただくものです。

詳細は  
QRコードから

#### 小規模事業者持続化補助金の手続き

- ①国への申請、事業採択・着手
- ②事業完了、実績報告書提出
- ③補助金確定通知書受領
- ④精算払請求書提出



#### 道の上乗せ支援（補助金）の手続き

- ⑤道への申請
  - ⑥交付（入金）
- ※下記の当該締切日から約1か月後を予定



### 【申請スケジュール】

**4月1日から申請を受け付けています**

毎月末の締切日毎に取りまとめ、審査を経て、道の上乗せ支援の交付決定及び額の確定を行います。  
なお、郵送物の追跡ができ、かつ配達時に受け取り確認ができる方法でお送りください。

第1回：令和3年4月30日(金)	第5回：令和3年8月31日(火)	第9回：令和3年12月28日(火)
第2回：" 5月31日(月)	第6回：" 9月30日(木)	第10回：令和4年 1月31日(月)
第3回：" 6月30日(水)	第7回：" 10月29日(金)	第11回：" 2月28日(月)
第4回：" 7月30日(金)	第8回：" 11月30日(火)	

**※最終申請締切日(必着)**

【お問合せ・申請先】道補助金交付要綱、申請書様式等については北海道庁のウェブサイトをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業補助金のご案内

【URL】 [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/200430\\_covid-19\\_hojyokin.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/200430_covid-19_hojyokin.html)

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 TEL：011-231-4111（内線26-218）

# 専門家による中小・小規模事業者への助言・指導 (中小・小規模企業緊急総合支援事業)

感染症により経営に影響を受けている中小・小規模事業者を対象に、資金調達の手法等の課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の指導・助言を実施します。

## 事業概要

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受ける中小・小規模企業を対象に、課題に応じて必要な**専門家を無料で派遣**し、助言、指導を行います。

### 2 支援対象者

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている道内中小・小規模企業

### 3 想定される専門家

中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、店舗コンサルティング等

### 4 募集時期

**令和3年(2021年)4月5日から令和4年(2022年)2月上旬**

## 【お問合せ先】

新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター TEL: 0800-800-2551  
(一般社団法人中小企業診断協会北海道)

## ビジネス海外渡航支援事業

事業活動の維持・継続のためのビジネス海外渡航に必要となる新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の取得に要する検査費用等を助成します。

## 事業概要

### 1 事業内容

ビジネス活動のための海外渡航に必要となる新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の取得に要する検査費用等を助成し、道内中小・小規模事業者の事業活動の維持・継続を支援します。

### 2 対象要件

道内中小・小規模事業者 ※別途要件あり。

### 3 対象経費

出入国時に必要となる陰性証明書の取得に必要となる新型コロナウイルス感染症に係る検査費用、陰性証明書発行手数料(翻訳料を含む)

### 4 補助率・補助上限額: 1/2 上限額10万円

### 5 申込受付期間: 令和3年5月19日から令和4年2月28日

## 【お問合せ先】

北海道経済部中小企業課経営支援係 TEL: 011-204-5331

# プレミアム付商品券の発行支援

## 【プレミアム付商品券発行支援事業】

新型コロナウイルス感染症拡大・長期化による影響が深刻化している中、市町村が発行するプレミアム付商品券の発行を支援することにより、地域における消費喚起の取組を市町村と連携して推進します。

## 概要

地域における消費喚起、域内外の消費循環の促進に向け、市町村が発行する「プレミアム付商品券」のプレミアム分に道が上乗せ支援する。※市町村の支援により商工団体等が発行する事業も含む。

## 道のプレミアム率・補助率等

道のプレミアム率：10%以内（市町村が負担するプレミアム率以内）

補助率：10/10以内

※補助申請総額が予算額を上回る場合は補助率を調整し、交付決定します。

## 対象事業

事業実施主体が発行する商品券等にプレミアムを上乗せする事業とする。  
なお、次の条件を付すものとする。

- ・商品券の利用対象は「新北海道スタイル」を実践する店舗とすること。
- ・プレミアム率は道の上乗せを含め、50パーセントを上限とすること。

また、令和3年(2021年)4月1日以降に商品券を発売する事業を対象とする。

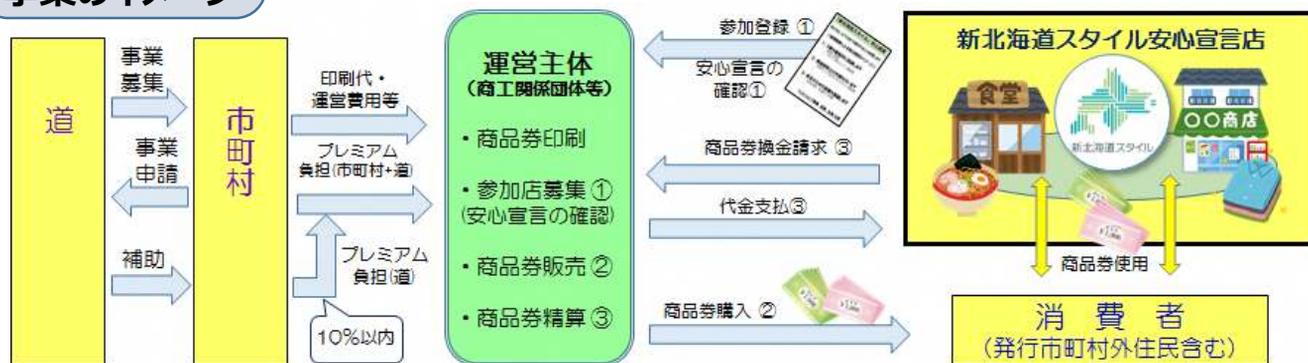
※全住民に配布する給付型の商品券は対象外。

## 募集期間

補助申請受付：令和3年(2021年)4月1日(木)～8月31日(火)

※実績報告の期限は令和4年(2022年)2月15日(火)とします。

## 事業のイメージ



※事業の構築にあたっては、飲食店やレジャー施設等、地域の実情に応じ、特に売上が減少している業種等で優先的に商品券が利用されるよう、配慮をお願いします。

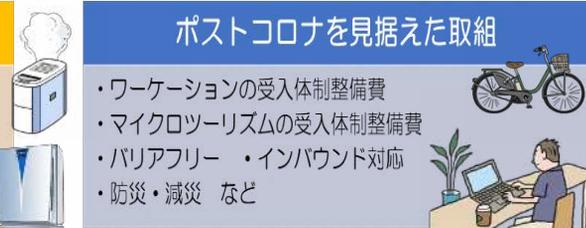
※発行市町村外の住民も購入できるホテル、道の駅など観光スポットでの販売に努めていただくようお願いします。

## 【お問合せ先】

北海道経済部中小企業課商業振興係 TEL：011-204-5341

- ①感染防止対策の強化の取り組みを支援します！  
 ②ポストコロナを見据えた前向きな取り組みを支援します！

## 事業概要

区 分	内 容								
補助事業者	旅館業法の許可を受けた宿泊事業者（ホテル、旅館、簡易宿所）								
対象経費	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>感染防止対策</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒液、アルコール液</li> <li>・マスク、フェイスシールド</li> <li>・非接触型体温計、体温計</li> <li>・サーモカメラ</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>ポストコロナを見据えた取組</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーケーションの受入体制整備費</li> <li>・マイクロツーリズムの受入体制整備費</li> <li>・バリアフリー ・インバウンド対応</li> <li>・防災・減災 など</li> </ul> </div> </div>								
制度概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">基本額</th> <th style="width: 40%;">上乗せ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例分 R2.5.14～R3.7.1 に支払いを行った費用</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">上限500万円 1 / 2以内</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>通常分 R3.7.2～R3.12.31 に支払いを行った費用</td> <td style="text-align: center; border: 2px dashed black;">上限250万円 1 / 4以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ひとつの施設につき、特例・通常分合わせて1申請です。          ※通常分は、250万円を上限として、基本額の1 / 2を上乗せして補助（最大750万円、実質補助率3 / 4以内）</p>	区分	基本額	上乗せ	特例分 R2.5.14～R3.7.1 に支払いを行った費用	上限500万円 1 / 2以内	—	通常分 R3.7.2～R3.12.31 に支払いを行った費用	上限250万円 1 / 4以内
区分	基本額	上乗せ							
特例分 R2.5.14～R3.7.1 に支払いを行った費用	上限500万円 1 / 2以内	—							
通常分 R3.7.2～R3.12.31 に支払いを行った費用		上限250万円 1 / 4以内							
スケジュール (予定)	<p>募 集 開 始 R3.7.26</p> <p>募 集 締 切 R3.8.20 (先着順ではありません。)</p> <p>採 択 決 定 R3.9.17</p> <p>事業実施・報告 遅くともR3.12.31までに完了し、随時実績報告書を事務局あてに提出します。</p> <p>支 援 金 交 付 実績報告書を審査し、その後支給します。</p>								

### 【お問合せ先】

北海道 経済部 観光局 観光振興課 観光地づくり係  
 TEL : 011-204-5303 E-mail : kanko.shien@pref.hokkaido.lg.jp  
 HP : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/R3syukuhakushien.html>

# 飲食事業者等感染防止対策支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、飲食店など対面でサービスを提供する事業者の皆さまが、感染防止対策の強化のために購入した備品等について支援します。

## 事業概要

※ 詳細は、下記【お問合せ先】欄に記載のホームページをご確認ください。

## 補助金額

**補助上限額：75,000円**

**補助率：3/4以内**

※補助対象の金額は税抜、補助金額は千円未満切り捨て  
 ※申請は1事業者につき1回限り



## 申請受付

### ■ eラーニング受講期間

**【第1回目】 2021年7月30日(金)～8月13日(金)**  
**【第2回目】 2021年9月1日(水)～9月17日(金)** ※各回先着順

### ■ 申請受付期間

**【随時受付】 2021年7月30日(金)～11月19日(金)** ※消印有効

※ご注意ください！

- ・補助金の申請には**eラーニングを受講し、修了証を取得**いただく必要があります。(eラーニングを受講できない方はコールセンターまでご連絡ください。)
- ・**各回先着順**での受付となり、各回の**予定数に達した時点で受講を締切り**ます。(受講状況は事務局ホームページでお知らせ致します。)

## 補助対象者

※下記の外、別に定める申請要件を全て満たす必要があります。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する道内の中小企業者（道内に本社・本店を有する中小法人、道内に住所を有する個人事業者）で道内に店舗を有し、主たる業務において対面でサービスを提供する事業者

（例）飲食店、キッチンカー、小売店、学習塾、エステサロン、スポーツジム等

## 対象経費

令和3年6月18日から申請日までの間に購入、設置、支払が完了した備品

具体例	①飛沫感染予防対策	アクリル板、防護スクリーン ※ビニールカーテンは対象外
	②接触感染予防対策	非接触体温計、サーモカメラ、非接触ソープディスペンサー、足踏み式消毒液スタンド、非接触消毒液ディスペンサー、非接触オーダーシステム
	③換気による感染予防対策	空気清浄機(※)、サーキュレーター、換気扇、CO2センサー ※性能等の基準あり
	④その他	上記購入備品の導入・設置に伴う送料、設置費も対象

## 【お問合せ先】

飲食事業者等感染防止対策補助金事務局

<https://elearning.hokkaido.jp/>

コールセンター 011-330-8299

対応時間 午前8時45分から午後5時30分まで ※平日のみ

道産食品の消費喚起を図るため、道産食品を扱うアンテナショップなどで利用可能なプレミアム付商品券やネット通販等での割引販売を実施します。

## 事業概要

### 1 プレミアム付商品券の発行

- **名称** プレミアム付どさんこ商品券
- **取扱店舗** 北海道どさんこプラザ各店（一部店舗を除く）  
「北海道の物産と観光展」及び「北海道物産展」を開催する道内外百貨店
- **発行内容** 1冊につき7千円分（1千円×7枚）を5千円で販売
- **利用期間** 令和3年7月10日～令和4年2月13日
- **購入限度** 1人3冊まで

### 2 通信割引販売等の実施

- **実施内容** どさんこプラザ・道内外の百貨店の通販サイトやカタログギフト等を活用した道産品の割引販売
- **割引率等** 割引率30%
- **実施期間** どさんこプラザWEB：5月6日～  
道内外百貨店：9月頃開始予定

## 【お問合せ先】

北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係 TEL：011-204-5766

# 教育旅行支援事業

道内外の学校が、北海道内において、貸切バス及び宿泊施設での感染リスク低減に配慮して実施する「新北海道スタイル」に対応した教育旅行を支援します。

## 事業概要

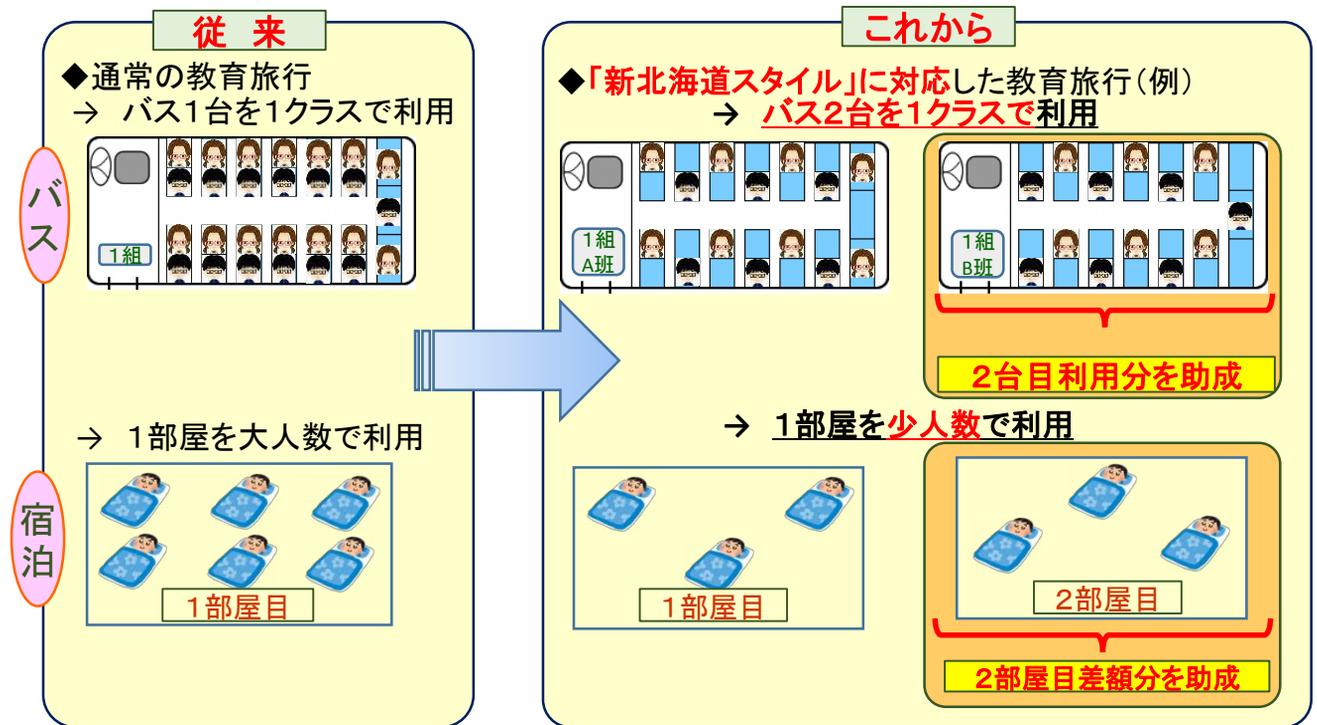
※詳細は、教育旅行支援事務局のHPをご確認ください。(http://hokkaido-syuryo.com/support\_project/)

### <支援金の内容及び交付額(上限額)>

区分	支援金の内容・交付額	上限額	
(1)バス追加借り上げ支援	通常1クラスで1台利用する貸切バス等を2台に増やして実施する場合の2台目の利用等に係る貸切バス等料金の実費(増加経費)	宿泊を伴うもの	1台1日あたり140,000円 ※日数の制限なし
		冬季観光施設を利用する活動(日帰りのもの)	1台1日あたり82,500円
(2)宿泊部屋数増への支援	1部屋あたりの宿泊人数を減らして実施する場合の部屋数増等に伴う宿泊料金の実費(増加経費)	1人1泊あたり3,000円 ※泊数の制限なし	

- ①令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)2月28日までの間に実施されること。
- ②道内において、見学や体験を実施し、かつ、道内において1泊以上宿泊すること。  
又は、道内の冬季観光施設を利用してスキー、スケート等の活動を行うこと。
- ③支援金交付の対象となる教育旅行について、北海道が実施する他の支援事業等を利用していないこと。

### <実施イメージ>



### 【お問合せ先】

北海道教育旅行支援事務局

TEL：011-218-0135

受付時間 10：00～17：00（年末年始除く）

# 公共交通の需要喚起等に向けた取組 (ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン)

交通事業者が発行する乗り放題乗車券やクーポン券等について、利用者が購入する際の費用の一部を道が負担することにより、活動自粛で失われた交通需要の喚起や道内周遊の促進を図るとともに、道内の交通事業者による新北海道スタイルの推進を図ります。

## 制度概要

### 【事業内容】

「新北海道スタイル」の構築に協力する道内の交通事業者（鉄道、バス、タクシー、フェリー、航空）が販売する割引乗車券等について、その割引相当額を補助。

### 【補助対象者】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む、公共交通を担う交通事業者等とする。ただし、公営企業を除く。

### 【補助対象経費等】

交通事業者が発行する乗車券等の割引相当額、PR経費等  
<割引相当額等>

- ・一事業者単独 30%以内
- ・複数交通モードの連携 50%以内

### 【事業実施期間】

令和2年7月～令和3年10月

### 【販売期間】

令和2年7月～ ※新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況を踏まえ、「新規」の販売を休止中。

※ 各交通事業者は補助金の上限に達した場合、販売期間中でも販売を終了

※ 使用期限は各交通事業者の設定による（最長で令和3年10月末まで）

### 【事業スキーム】



### 【お問合せ先】

北海道総合政策部交通企画課

TEL：011-204-5333

# 北海道コロナ通知システム（1/2）

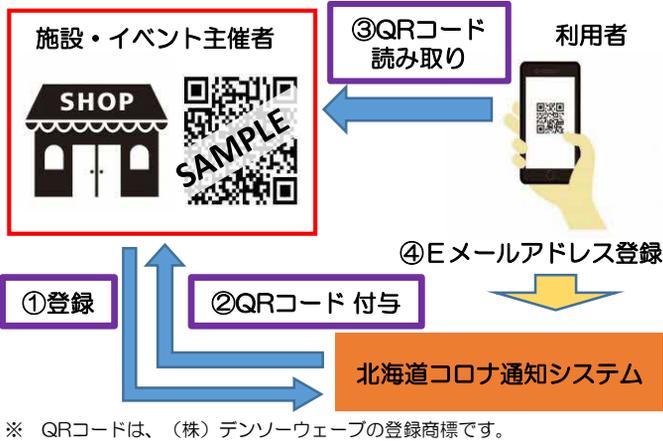
本システムは、不特定多数の方が利用する施設やイベント等において、新型コロナウイルスが拡大することを防止することを目的としています。

施設利用やイベント参加の際、QRコードからEメールアドレスをご登録いただくと、同じ日、同じ施設を利用した方の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合、北海道からEメールでお知らせします。

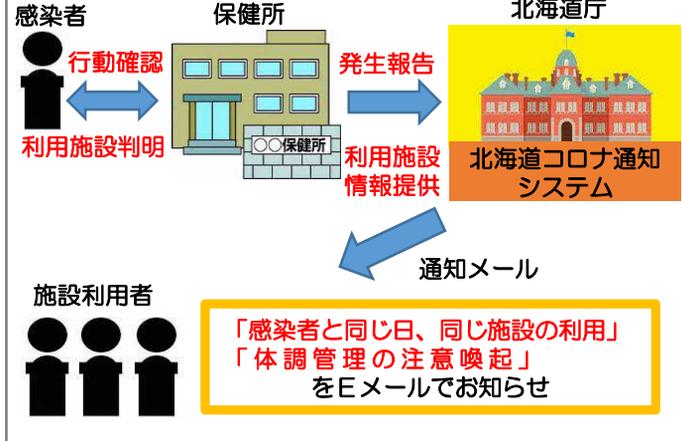
本システムでは、感染者が同じ施設を利用していた可能性が高いものの、どの程度の接触があったかはわかりませんので、ご利用者に感染の疑いがあるとは限りません。

まずは、体調管理に十分に注意し、検温の実施、手洗いの励行、マスク着用などを行っていただき、体調に不安のある方は、道庁の相談センターにご相談願います。

## 施設等利用者の登録



## 施設利用者へのお知らせ（フォローアップ）



## 利用者（道民）の皆様

### ○ 利用方法

- ①訪れた施設（会場）等に掲示されたQRコードを読み込んでください。
- ②表示される画面から、Eメールアドレスを登録してください。
- ③登録者と同じ日に同じ施設を感染者が利用していたことが判明した場合に、登録されたEメールアドレスにメッセージが届きます。
- ④メッセージが届いても、感染しているとは限りません。まずは体調管理にご注意いただき、体調悪化時には、相談窓口にご相談ください。  
(北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター 0120-501-507)

### ○ 登録するメリット

- ・同じ日、同じ施設の利用者から感染が確認された場合、通知メールが届きますので、安心してご利用いただけます。
- ・お知らせを受け取った方が体調が悪化した場合、相談窓口にご連絡することでスムーズな対応が受けられます。

### ○ お送りするメール文（例）

#### メール文（例）

「新型コロナウイルスに感染した方の行動歴を確認したところ、あなたが訪れていた施設を同じ日に利用していたことが確認された」旨、Eメールでお知らせします。  
本システムでは、同じ施設を利用していても、どの程度近くにおられたかはわかりませんので、あなたに感染の疑いがあるとは限りません。  
まずは、体調管理に十分に注意し、検温の実施、手洗いの励行、マスク着用などを行っていただき、体調の悪化が現れた場合は、道庁の相談センターにご相談願います。

### ○ 注意事項等

- ・QRコードは施設・イベントごとに異なりますので、訪れたそれぞれの施設等で読み込んでください。
- ・以前に利用したことがある施設でも、訪問する度に読み込んでください。（読み込んだ日時を基準に該当者にメッセージをお送りします。）
- ・本システムでは、利用者の氏名・住所・電話番号・GPS位置情報などは取得しません。（メールアドレスのみ管理します。）
- ・登録されたメールアドレスあてに確認メールをお送りします。確認メールが届かない場合は、登録ができていない可能性がありますので、お手数ですが、再度ご登録をお願いします。
- ・北海道からのお知らせメールは「@pref.hokkaido.lg.jp」からお届けします。ドメインによる受信制限等の解除をお願いします。
- ・登録いただいたメールアドレスは、北海道コロナ通知システムの事業目的にのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。また、登録の2ヶ月後に、システムから消去します。
- ・風評被害を抑止するため、該当施設はお知らせいたしませんのでご了承ください。また、お問い合わせにもお答えできませんのでご了承ください。



## 事業者（店舗・施設・イベントの管理者（主催者））の皆様

### ○ 利用方法

1. 「店舗・イベント・施設QRコード取得フォーム」から施設・イベント等の情報を登録してください。
  - ・生成フォームURL（<https://qc.domingo.ne.jp/group/register>）
2. 取得したQRコードを施設内・会場内に掲示してください。
3. 施設（会場）利用者に、掲示QRコードの読み込みを案内してください。



← このボタンをクリックすると生成フォームが開きます。



### 店舗・イベント・施設QRコード生成

こちらは「北海道コロナ通知システム」店舗関係者・イベント主催者様用のご登録ページです。  
下記入力欄に皆様の店舗・イベント・集客施設の情報をご登録をお願いします。  
「登録してQRコードを生成」のボタンを押すと、表示用のQRコードをダウンロードすることができます。

店舗（支店）・イベント・施設名 必須

担当者氏名 必須      連絡先電話番号 必須

担当者メールアドレス 必須

郵便番号 必須

住所 必須

開催期間無し     開催期間有り

利用規約に同意する

登録してQRコードを生成

左の生成フォームに必要事項を入力（6カ所）し、最後に「登録してQRコードを生成」をクリックしてください。

※連絡先・電話番号・郵便番号・住所については、店舗またはイベント主催者の連絡先を入力してください。

※イベントの場合は「店舗・イベント・施設名」欄にイベント名を入力し、「担当者氏名」欄に主催者名と担当者名を入力してください。

「担当者メールアドレス」欄に記入されたアドレスに生成されたQRコードが届きます。

### ○ 登録するメリット

- ・お客様などに安心してご利用いただけます。
- ・感染症対策に積極的に取り組んでいることをPRできます。

### ○ 注意事項等

- ・複数の施設を所有する場合は、施設ごとにQRコードを取得してください。
- ・同一施設内には、同じQRコードをコピーして複数掲示いただけません。
- ・施設利用者（お客様）にEメールでお知らせするメッセージに、施設（会場）名や利用日は記載しません。
- ・いただいた情報については、北海道コロナ通知システムの事業目的にのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

### 【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局経済企画課企業活動支援担当    TEL：011-206-0289

感染拡大に配慮しつつ、新たな業態への挑戦やITを生かした取組などにより、需要を回復させる企業や団体の取組事例を紹介していますので、参考にいただければ幸いです。

## 制度概要

現在次のような事例を道のHPでご紹介しています。

1. 「新北海道スタイル」／感染予防・拡大防止の取組事例
  - ・家族との面会禁止が続く中、IT技術を活用し、パソコン画面を通じた面会システムを導入。  
【医療機関】
  - ・事業所内の除菌や消毒を実施するほか、危機管理マニュアルによる感染者発生時の対策、全従業員の安否確認システムを導入。【自動車販売業】
  - ・自社の自動販売機及びディスペンサーへの抗ウイルス・抗菌ガラスコーティングの塗布施工を実施。対象場所は、公共性の高い施設（公共交通機関、病院、福祉施設など）を優先。【飲料製造業】
  - ・館内備品設備の徹底した消毒・洗浄の実施のほか、お客様の健康状態の把握及び感染予防対策をお客様へも協力を依頼。【ホテル業】
  - ・スマートフォン上でチェックインとチェックアウトの手続きができる新システムなどを盛り込んだ「非接触型次世代ホテルオペレーションシステム」を導入。【ホテル業】
  - ・「新北海道スタイル」安心宣言のもと、独自のガイドラインを作成しHPで発信。【ビルメンテナンス業】
2. 消費喚起・販路開拓の取組事例
  - ・フィットネスクラブに来館できない方向けに、自宅でできるフィットネスのオンラインレッスンを実施。【サービス業】
  - ・宿泊用の客室をテレワークの拠点として使ってもらおう特別プランの販売。【ホテル業】
  - ・商工会議所のHPに「緊急在庫処分SOS!」というタイトルの専用ページを立ち上げ、イベント中止や来店客の減少により売上低迷や過剰在庫を抱える企業と消費者などを仲介し、売上回復、販路確保を支援。【経済団体】
3. 北海道IT産業からの提案
  - ・企業経営をサポートする道内IT技術
4. 感染予防・拡大防止のための製品を製造する道内企業
  - ・自社の技術を活かした感染予防や拡大防止のための製品を製造する道内企業の紹介
5. 特集コラム
  - ・個別企業へのインタビュー
6. 注目記事
  - ・規制緩和などの情報
7. 業界団体のガイドライン等

QRコードから



北海道 新型コロナウイルス対策 企業・団体の取組

検索

または

### 【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課

TEL：011-204-5336

掲載内容は随時更新してまいりたいと考えておりますので、掲載を希望する企業、団体等がいらっしゃいましたら、産業振興課までご連絡いただけますと幸いです。

# 北海道スタイルの実践に役立つ国の主な支援策

国でもさまざまな支援策が用意されており、道支援策と連動してのご活用も可能です。主な支援策を以下にご紹介します。

政府系金融機関による融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫 中小企業事業)	融資金額6億円以内。 当初3年間、3億円を限度として利子補給により実質無利子化	日本政策金融公庫札幌支店 011-281-5221
	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫 国民生活事業)	融資金額8,000万円以内。 当初3年間、6,000万円を限度として利子補給により実質無利子化	日本政策金融公庫札幌支店 011-231-9131
	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (商工組合中央金庫)	融資金額6億円以内。 当初3年間、3億円を限度として利子補給により実質無利子化	商工中金コールセンター 0120-542-711
資金繰り その他	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫 国民生活事業)	融資金額8,000万円以内。 生活衛生関係(飲食店、理美容業、ホテル・旅館業等)の事業者向け制度。 当初3年間、6,000万円を限度として利子補給により実質無利子化	日本政策金融公庫札幌支店 011-231-9131
	生活衛生改善貸付 (日本政策金融公庫 国民生活事業)	融資金額2,000万円以内。 生活衛生関係(飲食店、理美容業、ホテル・旅館業等)の小規模事業者向け無担保・無保証人融資制度。 当初3年間、利子補給により金利引き下げ	日本政策金融公庫札幌支店 011-231-9131
	衛生環境激変対策特別貸付 (日本政策金融公庫 国民生活事業)	旅館業・飲食店及び喫茶店を営む事業者向け制度。 融資金額は旅館業が3,000万円以内 飲食店及び喫茶店が1,000万円以内	日本政策金融公庫札幌支店 011-231-9131
補助金 設備・資材・ソフト導入	小規模事業者持続化補助金	小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。 【通常枠】 補助率2/3、上限：50万円 【低感染リスク型ビジネス枠】 補助率3/4、上限：100万円	【通常枠】 日本商工会議所 03-6447-2389 北海道商工会連合会 011-251-0102 【低感染リスク型ビジネス枠】 中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業センター 03-6837-5929
	IT導入補助金	業務効率化に活用可。補助率1/2から2/3へ引き上げ。補助額30～450万円	サービス等生産性向上IT導入支援事業センター 0570-666-424
	ものづくり補助金	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。 補助上限：原則1,000万円 補助率：【通常枠】中小1/2、小規模2/3 【特別枠(類型A)】2/3 【特別枠(類型B又はC)】3/4	ものづくり補助金事務局 サポートセンター 050-8880-4053
緊急事態宣言の影響緩和に係る月次支援金		月次支援金の詳細 → P6ご参照	

※ほかにも様々な支援策をご用意されております(経済産業省ホームページ)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

コロナ対策 経済産業省

検索

右QRコードからもご覧いただけます

